

パブリックコメントの結果について

募集期間：平成27年2月15日～平成27年3月1日

応募件数：1件

| 番号 | 応募方法 | 募集要件      | 意見等   | 回答  |
|----|------|-----------|---|---|
| 1  | Eメール | 市内に住所がある人 | <p>「重要伝統的建造物群保存地区修理修景等及び活用事業」・・・37Pについて</p> <p>本項目では、重要伝統的建造物群保存地区の街並み保存が年々難しくなっていると言っています。その対策として、重要伝統的建造物の修理や景観に寄与すると思われる新築に対し、補助をすと言っています。これは非常に良い事だと思います。しかしながら、保存地区の中には景観を損ねる空き家や廃屋がある場合もあります。当然ながら、本項目の活用事業対象にはこの空き家や廃屋は含まれないものと思われます。弘前市では景観条例や空き家に関する条例を制定してそれぞれ対策を講じているようですが、何分にもそれぞれの条例の主管部署が縦断的である様に感じられます。保存地区の中に廃屋があった場合、伝統的</p> | <p>平成26年12月に「弘前市空き家等の活用、適正管理等に関する条例」が施行され、予防・活用・適正管理・跡地の活用といった総合的な取組について、市・所有者・関連団体等の役割が規定されました。</p> <p>今後は、市全体での空き家実態の詳細把握に努めながら、庁内関係課で構成されている「空き家等対策推進チーム」により、市の関連施策の横断的な運用を進めてまいります。</p> |

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  |  | <p>建造物が素晴らしいものであっても、街並みとしては魅力が半減致します。これは観光課にとっても由々しき問題であり、単に建築指導課や都市計画課だけの問題ではないと思います。本事業を実行的に実施するのであれば、空き家対策は建築指導課で景観対策は都市計画課、そして観光客の流入拡大は観光課だと縦割りで考えるのではなく、庁内横断的に連携すべきと考えます。「保存地区修理修景」は重要伝統的建造物の修理に止まらず、街並みの修景、つまり、空き家や廃屋も含めた街並みの修景であるべきだと思います。本事業において美観を損ねている空き家や廃屋に対して、景観条例の主管である都市計画課や空き家対策の主管である建築指導課、そして観光課等が同時に参画して推進すべきと考えます。</p> |  |
|--|--|--|--|